

福祉用具のエール運営規程

(指定特定福祉用具販売サービス及び指定特定介護予防福祉用具販売サービス)

(事業の目的)

第1条 「株式会社エールラン」が開設する福祉用具貸与事業所「福祉用具のエール」(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態にある者に対し、指定特定福祉用具及び指定特定介護予防福祉用具(以下「指定特定福祉用具販売サービス等」)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 第2条 指定特定福祉用具販売サービスにあつては、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- 2 指定特定介護予防福祉用具販売サービスにあつては、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 名称 福祉用具のエール
- (2) 所在地 広島市東区牛田新町二丁目4番34号 2階
- (3) 電話番号 (082)555-0501
- (4) eメールアドレス info@yell-run.com

(従業者の職種、員数及び職務内容)

【福祉用具貸与、特定福祉用具販売】

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 福祉用具専門相談員 2人以上
福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画(特定福祉用具販売計画)の作成・変更等を行い、サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から15日まで及び12月29日から1月4日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後7時までとする。
- (3) サービス提供時間
1単位目 午前9時から午後6時

2単位目 午後9時から午後6時

(指定特定福祉用具販売サービス等の内容)

第6条 指定特定福祉用具販売サービス等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 専門 相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定し販売する
 - (2) 専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。
- 2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

(選択制対象福祉用具の提供方法等)

第7条 選択制の対象となる福祉用具(固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)及び多点杖)の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が利用者等に対し、貸与と販売のそれぞれのメリット及びデメリットを含め十分な説明を行うとともに、必要な情報を提供する。

- 2 前項の提供に当たっては、医師等の意見や身体状況を踏まえ、適切な提案を行う。
- 3 貸与を選択された場合、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、継続の必要性を検証する。

(利用料等)

第8条 指定特定福祉用具販売サービス等を提供した場合の販売費用はカタログの金額の1割引きを基準とし、当該の指定特定福祉用具販売等が法定代理受領サービスであるときは、料金表の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

※ただし販売の割引率は、物価高騰の中、仕入れ価格等により変動することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1kmにつき50円
 - (2) 搬入に特別な措置が必要な場合(クレーン車やフェリー使用など)の費用は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市・安芸郡府中町・安芸郡海田町・大竹市(阿多田を除く)廿日市市(宮島町を除く)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定特定福祉用具販売サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定特定福祉用具販売サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定特定福祉用具販売サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに

行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体の拘束等)

第13条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用者の虐待の防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定特定福祉用具販売サービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間(指定特定福祉用具販売サービス等事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「株式会社エールラン」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日に一部改正し、施行する。

この規程は、令和6年4月1日に一部改正し、施行する。

この規程は、令和8年6月1日に一部改正し、施行する。